

平成20年12月19日

関係者各位

仙台法務局会計課長

仙台法務局（本局）庁舎の移転について（お知らせ）

寒冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、仙台法務局（本局）は、明年1月5日から、下記仮庁舎に移転し執務を行うこととなりました。

仮庁舎敷地内には、お客様専用駐車場がございませんので、ご来庁いただく際には、公共交通機関等のご利用に御協力をお願いいたします。やむを得ずお車で来庁される際には、当局と利用契約を締結しておりますB i v i 仙台駅東口駐車場（裏面参照）のご利用をご案内申し上げます。

なお、新庁舎は、現庁舎取り壊しの上、現庁舎敷地内に新営予定となっております。建築工事期間中（平成22年度末完成予定）、何かと御不便をお掛けいたしますが、御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 庁舎移転日 | 平成21年1月5日（月） |
| 2 仮庁舎の所在 | 〒983-8509
仙台市宮城野区名掛丁128番地
広瀬通SEビル |
| 3 電話番号 | 022（292）3351（代表） |

仮庁舎における駐車場について（お知らせ）

平素は、当局をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当局は、明年1月5日から、仙台市名掛丁128番地所在広瀬通SEビルの2階から4階部分に移転し、同所を仮庁舎として事務を行うこととしております。仮庁舎敷地内にはお客様のための駐車場がなく、大変ご不便をおかけいたします。ご来庁いただくお客様には、できるだけ電車・バス等の公共交通機関のご利用をお願いいたします。

なお、やむを得ず自家用車で来庁されるお客様には、Bivi仙台駅東口駐車場（下図参照、仙台駅東口すぐ）の利用契約を締結していますので、ご案内申し上げます。

同駐車場をご利用いただく際は、入庫時に駐車券発行機から駐車券を取り、用務終了後、仮庁舎2階駐車券サービスカウンター（証明書交付待合室内）までお持ちください。1時間までの駐車について無料となる割引認証処理をしてお返しいたしますので、出庫時に自動精算機により精算願います。1時間を超える駐車につきましては、恐れ入りますが、お客様のご負担になりますので（20分当たり100円）、あらかじめご承諾の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

平成20年12月

仙台法務局

